

全野協第21-13号

2021年7月15日

公益財団法人 日本野球連盟 御中
公益財団法人 日本学生野球協会 御中
公益財団法人 全日本大学野球連盟 御中
公益財団法人 日本高等学校野球連盟 御中
公益財団法人 全日本軟式野球連盟 御中

一般財団法人全日本野球協会
アマチュア野球規則委員会
委員長 中本 尚



アームスリーブの着用と公認野球規則の解釈について

昨今、硬式軟式を問わず、大学生及びそれ以上の年代を中心に「アームスリーブ」を着用する選手が増加傾向にあることを踏まえ、公認野球規則 3.03(e)の解釈について、当委員会として下記の通りとすることとしましたので通知いたします。

記

■ アームスリーブの着用に関する公認野球規則 3.03(e)の適用について

- ① 投手以外については、片方の腕だけに着用することを認め、両袖の長さが違っていても 3.03(e) に違反するものとはしない。投手が使用する場合は、両袖の長さは同一にすることとする。
- ② 商標の表示は認めず、色はアンダーシャツと同色とする。(従来通り)

<その他>

- ・ 高校野球での使用は認められていない。
このほか各団体の用具規定等において独自の規定を設けることは差支えない。

以上